

契 約 書 (案)

- 1 業 務 名

那珂川市公共施設電力需給
- 2 使用期間

自 令 和 8 年 10 月 1 日
至 令 和 11 年 9 月 30 日
- 3 需 要 場 所

26 施設（別紙のとおり）
- 4 契 約 単 価

基本料金

●●円/kW（消費税及び地方消費税を含む）

使用料金

夏季

●●円/kWh（消費税及び地方消費税を含む）

その他季

●●円/kWh（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和

年

月

日

発注者

那珂川市

代表者

那珂川市長

武末

茂喜

印

受注者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の那珂川市公共施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価(以下「電気料金」)を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 受注者の発電費用等の変動やその他やむを得ない事由により、契約金額の改定を必要とするときは、発注者、受注者協議の上、これを改定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、発注者、受注者合意のうえ契約単価に反映することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第4条 予定使用電力量は、発注者の都合により変動することができるものとする。

(契約電力)

第5条 契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、施設毎の最大需要電力が500kW 以上となる場合は、発注者、受注者協議の上、契約電力を決定する。

(使用電力量の検針)

第6条 毎月の電力量の検針日は、発注者、受注者協議の上で定めるものとし、受注者は、検針日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

2 前項の使用電力量は、発注者の確認を受けて確定するものとする。

(電気料金の算定)

第7条 電気料金は、基本料金及び使用量料金の合計額から割引料金を引いた額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

2 受注者は、力率の変動に従い、基本料金の請求額を変動させることができる。

3 使用量料金は、前条第1項の規定により読み取った1ヶ月(前月の計量日から当月の計量日前日までの期間をいう。)の使用電力量に使用量料金単価を乗じて得た額とする。但し、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて使用量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法について、受注者の定める電気需給約款(九州電力管内)(以下、「電気需給約款」という)に基づき、定めるものとする。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は、電気需給約款によるものとする。

5 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加減して契約単価を算出する。

(電気料金の支払い)

第8条 受注者は、前条の規定により算定された額を任意の様式により、1月ごとに請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支

払うものとする。但し、請求書に「支払い期日」があるときは、この限りではない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前項に規定した期日までに電気料金が支払われない場合においては、遅延日数に応じ、支払い金額に対し、年 3.0%の割合で算定した金額(円未満の端数切捨て)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

(支払方法)

第9条 前条の規定による電気料金の支払いは、請求書、口座振替によるものとする。

(契約解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が正当な理由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者またはその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるものの他、受注者が本契約条項に違反したとき。

2 受注者は、前項第3号または第4号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号または第4号の規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第7条の規定に基づき算定した額の10%に相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。但し、当該違約金の徴収は、当該契約解除により発注者が被った損害の賠償請求を妨げない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による契約解除)

第11条 発注者は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、同法第50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決または同条第3項の規定による原処分の一部取消しもしくは変更の審決(この契約に係る部分の全部の取消しをし、または当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却または却下の審決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたとき。

2 発注者は、排除措置命令または納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令または当該命令に係る審決もしくは判決が確定したとき(前項第1号から第4号までに規定する確定をしたときをいう。)は、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。
(暴力的不法行為による契約解除)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等または暴力団もしくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人もしくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(4) 前3号の他、役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第10条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(予算の減額等による契約解除等)

第13条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約であり、発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳出予算に減額または削除があった場合は、本契約を解除または変更することができる。

2 前項の規定により本契約を解除または変更する場合は、発注者は、契約を解除または変更しようとする年度開始日の2月前までに、受注者に書面をもって通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(契約解除後の処理)

第14条 契約を解除した場合には、第1条に規定する義務は消滅する。

2 契約を解除した際、発注者が既に電力の供給を受けている場合には、基本料金は、本契約で定める額を契約解除した日までの日数に基づき、日割りで算出した額とし、その他の電気料金は、契約解除の日までに使用した電力量に基づき算出して得た合計額から割引料金を引いた額(当該金額に円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)とし、第8条の例により、発注者は受注者に支払うものとする。

(守秘義務)

第15条 受注者は、本業務遂行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

2 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を開示する場合は、事前にその内容を相手方に通知するものとする。

(その他)

第16条 本契約の条項について疑義があるときまたは本契約条項に定めのない事項は、受注者の定める電気需給約款に基づき、発注者、受注者協議の上で決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起または調停の申し立てについては、福岡地方裁判所とする。